

返戻金規定

1. 紹介人材等が自己都合により退職した場合、乙は、甲が乙に支払った紹介手数料（前条に定める追加額を除く）について、以下の割合で甲に返金する。
 - ・入社後 2 か月以内：100%返金
 - ・入社後 4 か月以内：30%返金
 - ・入社後 6 か月以内：10%返金
2. 前項の「自己都合退職」には、甲の都合による解雇・退職勧奨、虚偽の求人条件提示によるもの、ハラスメント等の甲の責に帰すべき事由による退職は含まれないものとする。